



## 協働の理念について

◆協働の理念について、候補までにとどまっています。これからの条例策定とあわせ、最終的に確定していきます。

### 大事にしたいキーワード

- ・「三方よし」と「お互いさま」は外せないと思う。
- ・若い人たちにもストーンと落ちる、重くないさらっとした軽いキャッチコピーが良い。
- ・ストレートに「協働のまちづくり」としたほうがいいのではないかなど

### キャッチフレーズの候補（◎有力候補）

- ◎「地域を誇りに思い、つなげる未来」
- 「「お互い様」の心で広がる「三方よし」のまちづくり」
- ◎「協働で、未来につなげるまちづくり」
- ◎「共に考え、共に創る」 お互い様のまちづくり」
- 「つながって、未来を創るまちづくり」

## 第11回委員会 条例の策定に向けて勉強会

～中川顧問（帝塚山大学教授）より条例についての講演頂きました～

**協働とは、市民と行政がともに実践する自治体を変えていくための改革である**

行政職員は住民社会に溶け込み市民化し、市民も地域の共同経営者として、決断していくことが必要。協働は自治体の大改革運動のスタートライン。苦労した自治体はこれをやり切り、好転している。市民と行政がまちづくりを本気で考えなければいけない。

～東近江市での条例に向けて～

### ●条例について

- ・条例をつくるということは団体意志を確定すること。条例上で市というのは、団体としての市であり、議会も含めて市。すべての執行機関も拘束する。
- ・東近江市だけしか通用しない法律。首長でも守る義務がある。参画・協働条例は行政に大きな義務を課し、住民にも新たな参画・協働を保障する権利を示す。
- ・市として力を入れることにポイントを絞るべき。ここが光る条例にできればと思う。
- ・人材育成が必要。行政の市民化や市民の共同経営者などその側面から見ていきたい。
- ・条例は条文の言葉が固く、読みづらいので共有できない。作成のプロセスで議論し、共感できるようにしていくことが必要。

次回の委員会に向けて・・・

第12回目から、条例の骨子案について議論していきます。市民協働推進計画を実現するためのルールとして、これまでの議論をふまえた条例づくりを進めていきます。

**東近江市 企画部 まちづくり協働課**

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

TEL:0748-24-5623 IP 番号:0505-801-5623 FAX0748-20-0855

詳しい内容については、市役所ホームページ（<http://www.city.higashiomi.shiga.jp/>）に会議録を掲載しておりますのでそちらもご覧ください。

※タイトルのコラボは、「共に働く」、「協力する」を意味するコラボレーションから名付けました